

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸一様

特定個人情報の利用について（諮問）

下記のことについて、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年木更津市条例第28号。以下「番号条例」という。）第3条の規定により諮問します。

令和7年8月25日

木更津市長 渡辺 芳 邦

記

- 1 住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定により条例に基づき実施機関において個人番号を利用すること。なお、当該個人番号の利用は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に定める標準化基準に適合するための利用となります。標準化法は、全ての地方公共団体が統一的な基準に適合する情報システムを利用することにより住民の利便性の向上及び行政運営の効率化に寄与することを目的としており、本市の利用する情報システムにおいても当該標準化基準に適合しなければならない責務があります。
- 2 番号条例別表第2（中欄）に掲げる事務を処理するため、実施機関において住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）を利用すること。
- 3 上記1の事務について番号条例に基づき、市長の照会に応じ教育委員会が住登外者宛名情報を提供すること、及び教育委員会の照会に応じ市長が住登外者宛名情報を提供すること。
- 4 番号法別表（下欄）に掲げる事務（番号法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するため、実施機関において住登外者宛名情報を利用すること。
- 5 番号条例別表第2に規定する木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務において、新たに戸籍関係情報を利用すること。